

(2) 金沢学院大学・短期大学における学生の表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢学院大学学則第46条及び短期大学学則第49条の規定に基づき、学長が行う学生の表彰（以下「表彰」という。）について、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 学長が行う表彰に、「学長褒賞」と「学長表彰」の二種類の賞を設ける。

2 「学長褒賞」とは、修学及び課外活動等において褒めるに値する学生に対して授与される賞のことをいう。

3 「学長表彰」とは、修学及び課外活動等において特に優れた業績をあげ、大学の発展に著しく功績があったと認められる学生に対して授与される賞のことをいう。

(学長褒賞・学長表彰の基準)

第3条 表彰は、次の各項各号の一に該当する本学の学生について行う。

2 「学長褒賞」の基準

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる学生
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績を収め、課外活動の振興に功績があったと認められる学生
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる学生
- (4) その他前3号と同等の表彰に値する行為等があったと認められる学生

3 「学長表彰」の基準

- (1) 本学の発展に著しく功績があったと認められる学生
- (2) その他、学長が特に認めた学生

(表彰対象者の推薦)

第4条 研究科長、学部長、学科長、サークル活動の顧問教員（部長）は、前条各号の一に該当すると認められる学生（以下「表彰対象者」という。）を、学長に推薦することができる。

(被表彰者の選考及び決定)

第5条 学長は、推薦された被表彰対象者の選考について、全学学生委員会に諮り、教学審議会・短大教授会の議を経て表彰する学生（以下「被表彰者」という。）を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

前項の表彰状の授与に併せて、記念品等を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として次の日に行う。

「学長表彰」は、卒業証書・学位記授与式の日に行い、「学長褒賞」は、卒業が認定されてから卒業証書・学位記授与式までに行う。

(公表)

第8条 被表彰者は、公表する。

(その他)

第9条 表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院の院生の表彰)

第10条 大学院学則第43条に規定する大学院の院生の表彰については、この規則を準用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。